

令和7年度 障害児の虐待防止に向けて

令和7年度 障害児入所施設に係る説明会（集団指導）

群馬県生活こども部児童福祉課

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲 (抜粋)

	在宅	福祉施設・事業				企業	学校・病院 ・保育所※5	
		障害者総合支援法	介護保険法	児童福祉法				
		障害福祉サービス／相談支援事業所	高齢者施設等	障害児通所／障害児相談支援事業所	障害児入所施設等※3			
18歳未満	<u>児童虐待防止法</u> ・被虐待者支援 (都道府県) ※1	<u>障害者虐待防止法</u> ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)	—	<u>障害者虐待防止法 (省令)</u> ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)	<u>児童福祉法</u> ・適切な権限行使 (都道府県) ※4	<u>障害者虐待防止法</u> 適切な権限行使 (都道府県・労働局)	<u>障害者虐待防止法</u> ・間接的防止措置 (施設長・管理者)	
18歳以上 65歳未満	<u>障害者虐待防止法</u> ・被虐待者支援 (市町村)		—	(20歳まで) ※2	【20歳まで】			—
65歳以上	<u>障害者虐待防止法</u> <u>高齢者虐待防止法</u> ・被虐待者支援 (市町村)		<u>高齢者虐待防止法</u> ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)	【引用 (一部加工)】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部保健福祉課 地域生活・発達障害者支援室 (2024) 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引 https://www.mhlw.go.jp/content/001282169.pdf				

概要

■ 被措置児童等虐待の禁止 児童福祉法第33条の11

施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

■ 被措置児童等虐待 児童福祉法第33条の10

障害児入所施設の長、その職員その他の従業者が入所する児童について行う、次の行為

- ①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②わいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、生活を共にする他の児童によるわいせつな行為の放置、その他施設職員等として養育又は業務を著しく怠ること
- ④著しい暴言又は著しく虚説的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動

虐待の類型

類型	例示
身体的虐待	<p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為</p> <p>【具体的な例】・平手打ちをする ・殴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束（柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、部屋に閉じ込めたまま放置する、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる）など</p>
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する など</p>
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること</p> <p>【具体的な例】・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する など</p>
ネグレクト (放棄・放置)	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助しない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと</p> <p>【具体的な例】・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気や怪我をしても受診させない ・障害児同士の暴力、性的に問題のあるような行為などを放置する ・支援員が障害児を虐待している行為を認知しながらも何も関与しない など</p>

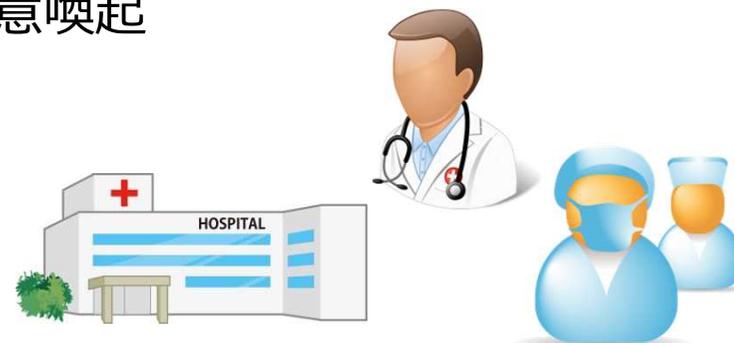
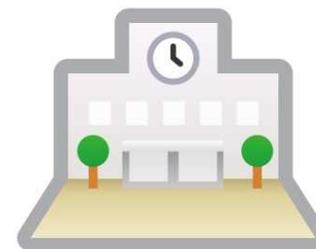
虐待と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合がある。

虐待行為の種類	該当する刑法の例
①身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
②性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪
③心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪

行政機関等への通告の義務

- ・ 虐待及び虐待の疑いがある場合の通告義務
行政機関等（県や児童相談所等）への通告義務（児童福祉法第33条の12第1項第1号）
虐待の発見→発見しやすい立場としての自覚・注意喚起
- ・ 通告の手順を明確化
事業所内でのマニュアル作成
事業所内で気兼ねなく相談できる体制の構築
虐待を発見し、通告しやすい職場環境づくり



守秘義務と公益通報

- ・ 医師など職業的な守秘義務を持つ人には、虐待の通報義務が守秘義務より優先されるため、通報する事によって刑罰に問われる事はない。（児童福祉法第33条の12第1項第4号）
- ・ 虐待を発見しやすい立場にいる施設職員等は、通告をしたことによって解雇や不利益な扱いを受けない。（児童福祉法第33条の12第1項第5号）

立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

児童福祉法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、**虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金**に処すことができる（児童福祉法第62条）

深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、

「隠さない」「嘘をつかない」

という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

身体拘束の廃止に向けて

「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされている。

さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その**様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされている。

緊急やむを得ない場合とは・・・

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件

5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場の ストレスチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所用時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。

男性

女性



このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。

こころの耳

